

各 位

熊本労働局長



熊本県最低賃金の改正に係る周知広報について（協力依頼）

平素より熊本労働局の行政推進につきまして、格別の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、熊本県最低賃金につきましては、令和6年10月5日から時間額 952 円（898円から54円引上げ）に改正されることとなりました。最低賃金を遵守していただくためには、当該最低賃金を迅速かつ確実に対象となる事業主及び労働者に周知することが重要です。

つきましては、この趣旨を御理解いただき、下記事項により傘下の事業場に対して最低賃金を周知していただきますようお願い申し上げます。

また、厚生労働省では最低賃金引き上げに向けた中小企業への支援事業（「働き方改革推進支援センター」事業及び「業務改善助成金」）を実施しており、同センターでは、「業務改善助成金」の申請に対するサポートも行っております。これらの周知につきましても、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、熊本労働局ホームページに、賃金引上げ特設ページを開設し、熊本県よろず支援拠点をはじめとした各種相談窓口の紹介など、賃金引上げのために参考となる情報を掲載していますのでご活用ください。

記

1 広報誌（紙）等への掲載依頼

貴団体の広報誌（紙）、ホームページ等に、裏面広報用文案を参照の上、周知広報をお願いします（なお、掲載いただきました際には、お手数ですが、当該掲載物又は該当部分の写し等を下記担当部署までお送りいただきますと幸いです）。

また、テレビ、ラジオ番組等に広報枠をお持ちの場合は、広報内容に入れていただくようお願いいたします。

2 ポスターの掲示及びリーフレットの配布

別途お送りする広報用ポスターを掲示していただくとともに、来所者などへのリーフレットの配布をお願いいたします。

3 その他

貴団体主催の行事等において、最低賃金額及び支援事業の周知をお願いいたします（御要望がありましたら、当局より担当者を派遣いたします）。

（担当部署）

〒860-8514 熊本市西区春日 2-10-1 熊本地方合同庁舎 A 棟 9F

熊本労働局労働基準部賃金室

電話 096-355-3202 FAX 096-353-6621

1-1 最低賃金広報用文案（10月4日以前掲載の場合です。）

**必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も**

熊本県最低賃金が改正されます。

**時間額 952円（令和6年10月5日から）**

この最低賃金は、県内すべての事業所、労働者に適用されます。

詳しいお問合せは、熊本労働局労働基準部賃金室（096-355-3202）

又は最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

1-2 最低賃金広報用文案（10月5日以降掲載の場合です。）

**必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も**

熊本県最低賃金が改正されました。

**時間額 952円（令和6年10月5日から）**

この最低賃金は、県内すべての事業所、労働者に適用されます。

詳しいお問合せは、熊本労働局労働基準部賃金室（096-355-3202）

又は最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

2 中小企業支援事業広報用文案

中小企業の最低賃金引上げを支援する「業務改善助成金」をご活用ください！

事業場内最低賃金を30円以上引上げ、生産性向上のための設備投資などを行った場合、その設備投資などの費用の一部を助成します。

助成対象の事業場は、熊本県（地域別）最低賃金（R6. 10.5から952円）と事業場内最低賃金の差額が50円以内の事業場です。

熊本県の場合、事業場内最低賃金が900円以上950円未満の事業場の助成率は5分の4（生産性要件を満たした場合は10分の9）、950円以上の事業場の助成率は4分の3（生産性要件を満たした場合は5分の4）です。（いずれも助成額に上限あり）

【厚生労働省ホームページ】「業務改善助成金」

【問い合わせ先】業務改善助成金コールセンター（0120-366-440）令和6年度のみ

【申請先】熊本労働局雇用環境・均等室（096-312-3556）

働き方改革推進支援センターのご案内

熊本働き方改革推進支援センターでは、就業規則の作成方法、賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用など「働き方改革」に関連する様々なご相談に総合的に対応し、支援しています。「業務改善助成金」に関する各種お問い合わせにも対応しております。

熊本働き方改革推進支援センター

〒860-0025 熊本市中央区紺屋町2-8-1 熊本県遺族会館2-7

電話 0120-041-124

必ずチェック!

最低賃金!

働く人と雇う人のための  
ルールです!

## 熊本県 最低賃金

令和6年

10月5日から

時間額

952 円

前年比

54円<sup>↑</sup>

UP

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで  
確認

最低賃金に  
関する  
特設サイト



最低賃金 特設サイト  検索

最低賃金に関する  
お問い合わせは  
熊本労働局または  
最寄りの労働基準監督署へ



熊本労働局  検索

賃金引上げ  
特設ページ

賃金引上げに向けた  
支援策等を掲載しています。



賃金引上げ特設ページ  検索

中小企業事業者の皆さんへ

業務改善  
助成金 最大  
600万円を  
助成



# 「最低賃金制度」は、 働くすべての人に、賃金の最低額（最低賃金額） を保障する制度のことです！

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、  
すべての労働者に適用されます。

## 確認の方法は？

(※1)  
確認したい賃金を時間額にして、  
最低賃金額（時間額）と比較してみましょう！

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

1 時間給の場合	時間給 円	≧	最低賃金額(時間額) 円				
2 日給の場合	日給 円	÷	1日の平均所定労働時間 時間	=	時間額 円	≧	最低賃金額(時間額) 円
3 月給の場合	月給 円	÷	1か月の平均所定労働時間 時間	=	時間額 円	≧	最低賃金額(時間額) 円
4 上記 1, 2, 3 が 組み合わせられている場合	例えば、基本給が日給で 各手当(職務手当など)が 月給の場合		<ul style="list-style-type: none"> <li>① 基本給(日給)→ 2 の計算で時間額を出す</li> <li>② 各手当(月給)→ 3 の計算で時間額を出す</li> <li>③ ①と②を合計した額 ≧ 最低賃金額(時間額)</li> </ul>				

(※1)最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。  
①臨時に支払われる賃金(結婚手当など)②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)⑥精進手当、通勤手当および家族手当  
(※2)詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

## 使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



スマホ、携帯で自分の  
地域の最低賃金を  
チェックしましょう！

### 中小企業事業者の皆さんへ

賃金引上げを支援する助成金を  
積極的に活用しましょう。

## 業務改善助成金

最大  
600万円を  
助成

業務改善助成金  
コールセンター

☎ 0120-366-440

詳しくは、こちら

業務改善助成金

検索



### 支給の要件

- 1 事業場内最低賃金の引上げ
- 2 引上げ後の賃金額の支払い
- 3 生産性向上に資する機器・設備などを導入
- 4 解雇、賃金引下げ等の不交付事由がない

設備投資等に  
要した費用の  
一部を助成

### 助成金 支給までの 流れ

- 1 交付申請書・事業実施計画などを、事業場がある都道府県労働局に提出
- 2 交付決定後、提出した計画に沿って事業実施
- 3 実施結果報告書・支給申請書を労働局に提出
- 4 支給

専門家による  
無料相談を  
実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革  
推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援センター

検索

働き方改革  
推進支援  
資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の  
引上げに取り組む事業者に対して、  
設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援資金

検索

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。

# 令和6年度「業務改善助成金」のご案内

熊本労働局版

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

## 助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、  
設備投資（機械設備（※1）、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

賃金引上げ



設備投資等



設備投資等に要した費用の一部を助成

詳しくはHPをご覧ください！



業務改善助成金

検索



## 概要

※申請期限：令和6年12月27日

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額 ( )内事業場規模30人未満	助成対象事業場	助成率
30円コース	30円以上	1人	30万円(60万円)	以下の2つの要件を満たす事業場	事業場内の最低賃金が 900円未満 9/10
		2～3人	50万円(90万円)		
		4～6人	70万円(100万円)		
		7人以上	100万円(120万円)		
		10人以上	120万円(130万円)		
45円コース	45円以上	1人	45万円(80万円)	・事業場内最低賃金と熊本県地域別最低賃金898円(R5.10.8)との差額が50円以内【948円以下】 なお、R6.10.5以降は改定後の熊本県地域別最低賃金952円との差が50円以内【1,002円以下】	900円以上 950円未満 4/5 (9/10)  950円以上 3/4 (4/5)
		2～3人	70万円(110万円)		
		4～6人	100万円(140万円)		
		7人以上	150万円(160万円)		
		10人以上	180万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円(110万円)	・中小企業事業者であること	( )内は生産性要件を満たした場合  「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。
		2～3人	90万円(160万円)		
		4～6人	150万円(190万円)		
		7人以上	230万円		
		10人以上	300万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円(170万円)		
		2～3人	150万円(240万円)		
		4～6人	270万円(290万円)		
		7人以上	450万円		
		10人以上	600万円		

(※1) PC、スマホ、タブレットの新規購入、定員7人以上又は車両本体価格200万円以下の自動車なども「物価高騰等要件」に該当した場合は対象になります。

「物価高騰等要件」：原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

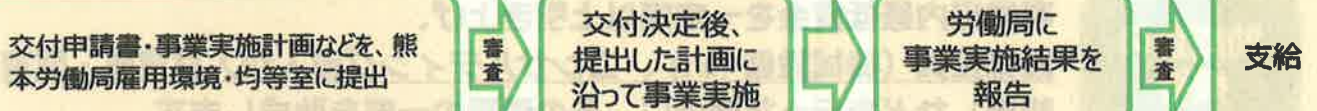
◆ 熊本県以外の地域に事業場がある場合は、その地域の地域別最低賃金が適用されます。詳しくは該当の都道府県労働局にお問い合わせください。

○ 助成金受給の流れや申請先等については裏面をご覧ください。

## ご留意頂きたい事項

- ◆ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ◆ 申請期限は令和6年12月27日まで（事業完了期限：令和7年1月31日）です。

## 助成金支給までの流れ



## お問い合わせ先

～お気軽にお問い合わせください～

- ◆ 業務改善助成金コールセンター（令和6年4月開設予定）  
電話番号：0120-366-440（受付時間 平日8:30～17:15）
- ◆ 熊本働き方改革推進支援センター  
熊本市中央区紺屋町2-8-1 熊本県遺族会館2-7 電話番号：0120-041-124

## 働き方改革推進支援資金

- ◆ 日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。  
詳しくは、日本政策金融公庫熊本支店、八代支店の窓口にお問い合わせください。



## ～業務改善助成金の活用事例～

### 事例1 業務用吸水掃除機の導入及び業務改善コンサルティングの活用による生産性の向上

【所在地】三浦市 【従業員数】26人 【事業内容】建築塗装事業  
【課題と対応】手作業での洗浄であったため、作業時間が長かった。また、事務的にも作業ミスや連絡ミスがあったため、設備投資とコンサルティングによる業務効率化を検討してきた。

清掃業務を機械化し、ITを活用して業務作業も効率化したいと考えました。そこで、助成金を活用して業務用吸水掃除機の導入及び業務改善コンサルティングを活用しました。

清掃業務の負担を軽減し、日程調整や書類作成も効率化したい



#### さらなる工夫

作業日は電話のみで行うことが大半だったが、メールとアプリを活用し、スケジュール管理で管理できるようになった。

洗浄済の作業が8人から1人になり、事務作業の効率化で総労務コスト削減の効果が期待できる。

吸水掃除機を導入することで、作業時間と作業人数が約3分の1に変わった。また、業務改善コンサルティングによって、行政機関との連携がスムーズになり、業務改善の効果が期待できる。

清掃業務と事務作業の効率化により生産性が向上し、27人の従業員の総報酬（事業場内最低賃金）が30円引き上がった。また、事業場内最低賃金を上げた従業員への賃金の引き上げも実現した。

助成金活用のきっかけ インターネットで、活用可能な助成金を検索

### 事例2 テーブルオーダーシステムの導入による注文業務の効率化と会計の見える化

【所在地】塩田町 【従業員数】9人 【事業内容】飲食業  
【課題と対応】オーダーの聞き間違い等を解消し、従業員の負担軽減を図るため、設備投資による作業効率化を検討してきた。

注文に要する時間を削減し、テーブルごとの注文管理を回りたいと考えました。そこで、助成金を活用してセルフで注文できるテーブルオーダーシステムを導入しました。

ホールスタッフの注文取り代行作業を減らして、回転率を向上させたい



#### さらなる工夫

揚げ物の揚げ時間を短縮できる装置や、飲み放題のセルフ設備の導入により、従業員のさらなる業務負担軽減を促した。

1か月当たりの注文受け時間が約12時間短縮

テーブルまで行き注文を取っていたが、テーブルオーダーシステムの導入で接客がスムーズになり、オーダーと会計がスムーズになったことで従業員の負担が軽減された。

注文業務の効率化により生産性が向上し、3人の従業員の総報酬（事業場内最低賃金）が30円引き上がった。また、事業場内最低賃金を上げた従業員への賃金の引き上げも実現した。

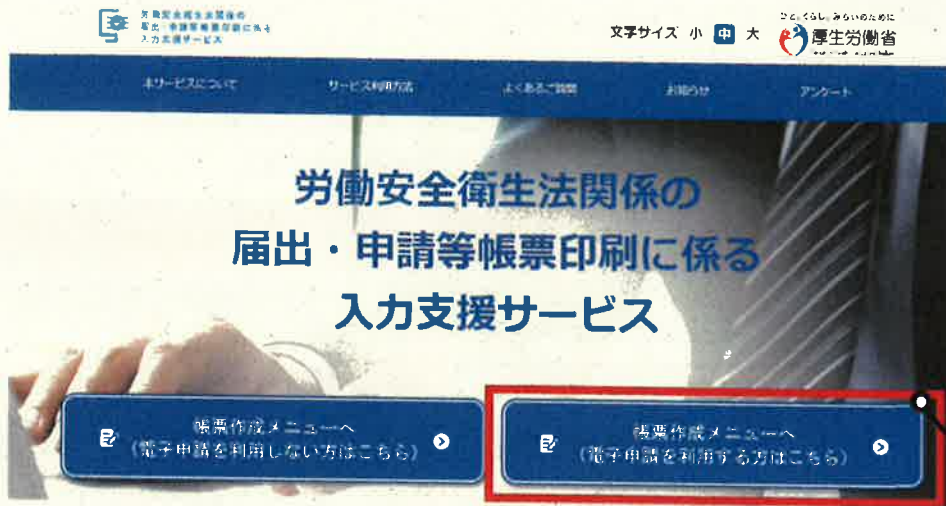
助成金活用のきっかけ インターネットで、飲食業で活用可能な助成金を検索

電子申請に当たっては

# 労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷 に係る入力支援サービス

をご活用ください

電子申請に当たっては、【労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス】をご活用いただくことでスムーズに申請できます。



厚生労働省ポータルサイト「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」は、企業の皆様が所轄の労働基準監督署に行う届出の作成を支援します。

届出する帳票の作成・印刷のほか、ガイダンスに基づき入力した情報をe-Govを介して直接電子申請することが可能です。

また、入力した情報はお使いの端末に保存できますので、作業の一時中断や、再申請などの場合に再利用が可能です。

※ 令和7年1月1日より、以下の報告も電子申請が義務化されます。これらの報告にも、入力支援サービスをご活用ください。

- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告
- 事業の附属寄宿舍内での災害報告

スマートフォンからの電子申請も可能です/  
入力支援サービスを活用した電子申請はこちらから▶  
厚生労働省HPにリンクします



# 労働者死傷病報告の報告事項が改正され、 電子申請が義務化※されます

令和7年（2025年）1月1日施行

労働者が労働災害等により死亡し、又は休業したときには、事業者は所轄の労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出しなければなりません（労働安全衛生規則第97条）。

今般、労働者死傷病報告の報告事項について、災害発生状況をよりの確に把握すること等を目的として、以下のとおり改正します。

※ 経過措置として、当面の間、電子申請が困難な場合は書面による報告が可能です。

## 主な改正内容

これまで自由記載であった①、②、③、⑤について該当するコードから選択できるようになり、④については留意事項別に記入できるように記入欄が5分割されました。

The image shows a screenshot of the '労働者死傷病報告' (Laborer Death, Injury, and Disease Report) form. Red boxes and numbers 1 through 5 highlight specific areas of the form that have been revised. Box 1 is at the top right, box 2 is in the middle section, box 3 is in the lower middle section, box 4 is on the left side of the lower section, and box 5 is at the bottom left.

### ①事業の種類

日本標準産業分類から該当する細分類項目を選択してください。  
(例) 製造業>食料品製造業>水産食料品製造業>水産缶詰・瓶詰製造業

### ②被災者の職種

日本標準職業分類から該当する小分類項目を選択してください。  
(例) 生産工程従事者>製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)>食料品製造従事者

### ③傷病名及び傷病部位

該当する傷病名及び傷病部位を選択してください。  
(例) 傷病名: 負傷>切断  
傷病部位: 頭部>鼻

### ④災害発生状況及び原因

5つの記入欄にそれぞれ記入してください。

### ⑤国籍・地域及び在留資格

該当する国籍・地域及び在留資格を選択してください。

※電子申請義務化に伴う略図の取扱いについて  
従前の手書きでの作成とは異なり、イラスト等の「略図」のデータを添付してください。「略図」を手書き等で作成後、携帯電話等で写真を撮ってそのデータを添付していただいても構いません。



# 団体経由産業保健活動推進助成金のご案内

傘下の中小企業等に産業保健サービスを提供しませんか？

団体経由産業保健活動推進助成金は、事業主団体等を通じて、中小企業等の産業保健活動の支援を行う助成金です。

事業主団体等が傘下の中小企業等に対して、医師等による健康診断結果の意見聴取やストレスチェック後の職場環境改善支援等の産業保健サービスを提供する費用・事務の一部を委託する費用の総額の**90%**（上限**500万円**（一定の要件を満たした団体※は**1,000万円**）を助成します。 ※構成事業主が50以上であること等

※1団体につき年度ごとに1回限りです。

## 対象となる団体等

次のうちいずれかであること

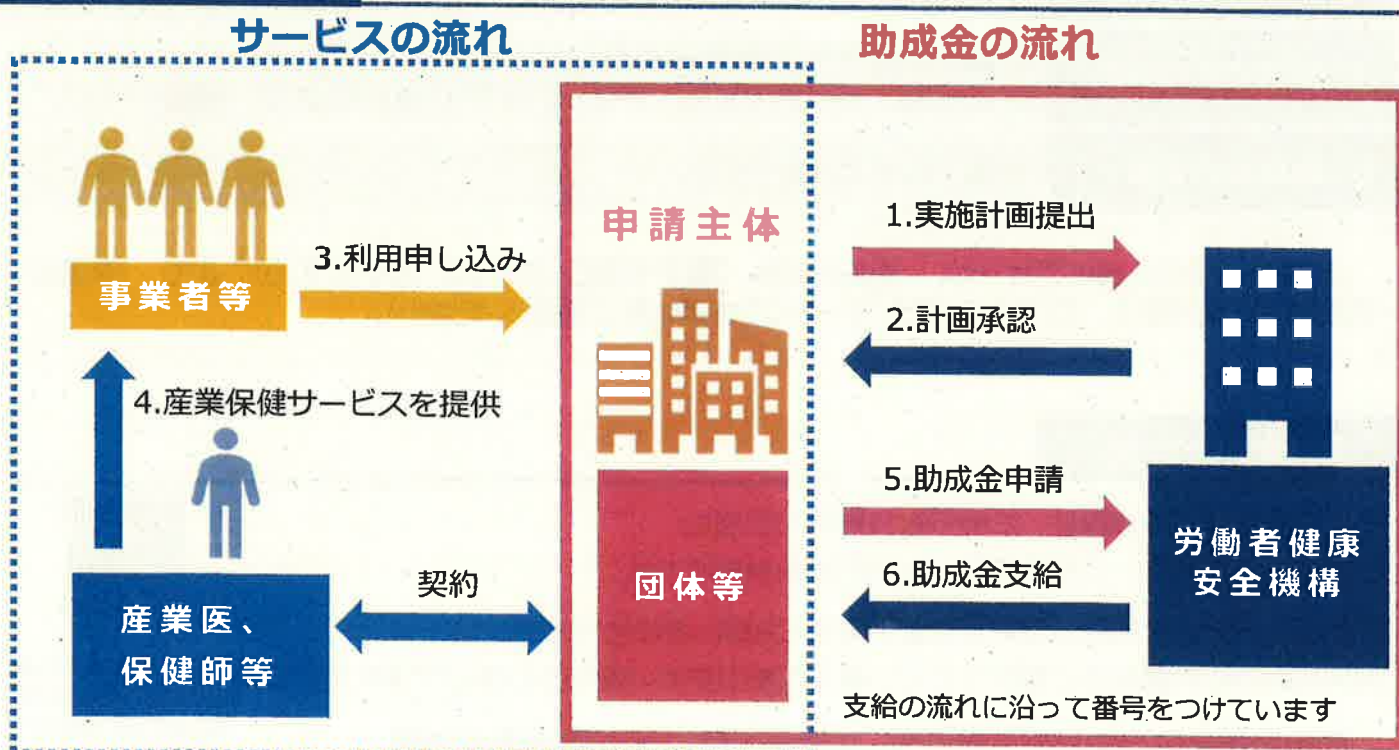
### 事業主団体等

事業主団体又は共同事業主であって、中小企業事業主の占める割合が構成事業主等全体の2分の1を超えていること等、一定の要件を満たす団体等

### 労災保険の特別加入団体

労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第33条第3号に掲げる者の団体または同条第5号に掲げる者の団体であって、一定の要件を満たす団体

## 助成の仕組み



## 対象となる産業保健サービス等

産業保健サービスで助成対象となるのは以下の①～⑦のとおりです。

- ① 医師、歯科医師による**健康診断結果の意見聴取**
- ② 医師、保健師による**保健指導**
- ③ 医師による**面接指導・意見聴取**
- ④ 医師、保健師、看護師等による**健康相談対応\***
- ⑤ 医師、保健師、看護師、社会保険労務士、両立支援コーディネーター等による**治療と仕事の両立支援**
- ⑥ 医師、保健師、看護師等による**職場環境改善支援\***
- ⑦ 医師、保健師、看護師等による**健康教育研修、事業者と管理者向けの産業保健に関する周知啓発\***

※化学物質取扱に係る健康相談、改善指導、研修等も対象になります。

この他、事務の一部を委託する費用も対象となります。

## 助成金支給の流れ

- ▶ 原則、先着順で受付します。
- ▶ 実施計画提出の期日前であっても、予算の上限に達する等の場合は、受付を停止します。

### 1. 実施計画提出 (交付申請)

〆切：令和6年12月27日(金) **必着**

### 2. 計画承認

1の受付後、原則30日以内

### 3. 助成対象

計画を承認された期間（最長で令和7年2月21日まで）において、提供されたサービスの費用+事務費の総額の90%（上限あり）

### 4. 助成金支給申請

計画を承認された期間の最終日から起算し、30日後の日又は令和7年2月28日のうち、いずれか早い日まで **必着**

### 5. 助成金の支給

令和7年3月31日まで

①郵送 ②Googleフォーム ③jGrants（電子申請システム）のいずれかにより、申請が可能です。詳細は、右下の二次元コード又はURLをご確認ください。

## お問い合わせ

本助成金に関する詳細は、こちらをご確認ください。

ご相談、ご質問は、こちらのチャットボットが便利です。

チャットボットで解決しない場合は下記までお問い合わせください。

お問い合わせが重なると繋がりにくい場合があります。あらかじめご了承ください。

労働者健康安全機構勤労者医療・産業保健部産業保健業務指導課

電話番号：0570-783046



<https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1251/default.aspx>

(R6.5)